

秋田電気工事協同組合が官公需 適格組合証明を取得！

去る12月24日(火)、仙台市の東北経済産業局において、官公需適格組合審査諮問委員会が行われ、本県から秋田電気工事協同組合(布谷博理事長)が申請し、諮問委員による厳正な審査の結果、官公需適格組合としての条件を満たしていることが認められ、官公需適格組合証明を取得しました。

当組合は、全国的にも珍しい取り組みとして自治体の防犯灯LED化事業を共同受注するなど、十分な実績を積んでおり、このことが、官公需適格組合証明の取得に際し、有利な条件となりました。

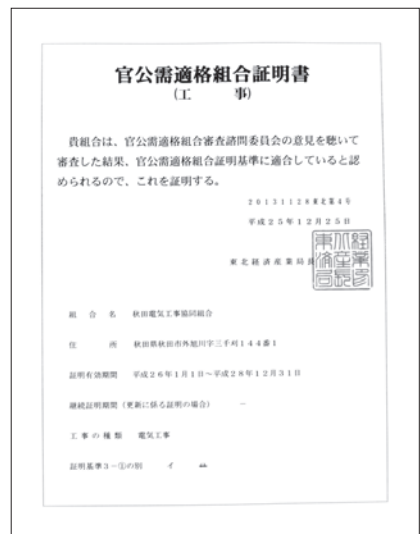
布谷理事長は「官公需適格組合の取得により、公共工事等を共同受注する体制が整備されていることが認められ、信用性が高まりました。今後は、現在受注しているLED防犯灯の管理等に継続して取り組んでいくとともに、新たな受注獲得も目指していきたい。」と今後の抱負を述べました。

これにより、秋田県内の官公需適格組合は、秋田管工事業協同組合、能代山本生コンクリート協同組合、秋田県トラック運送事業協同組合、秋田県石油商業協同組合と併せて、5組合となりました。

【組合の概要】

所在地：秋田市外旭川字三千刈144-1
出資金：51,720,000円
組合員数：176名
主な事業：共同受注、共同購買、共同利用等
成立年月日：昭和49年3月1日

ここでは、官公需適格組合制度についてご紹介しますので、今後の組合運営の参考としてください。



【官公需適格組合証明書】



【電気工事の様子】

官公需適格組合とは？

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁(経済産業局)が証明する制度です。

○証明基準(証明を取得するために満たすべき要件)は以下のとおりです。

- イ 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
 - ロ 官公需の受注について熱心な指導者がいること
 - ハ 常勤役職員が1名以上いること
 - ニ 共同受注委員会が設置されていること
 - ホ 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
 - ヘ 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
 - ト 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること
- ※**工事関係組合**は上記イ～トの基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。
- チ 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること
 - リ 工事1件の請負代金の額が1,500万円(電気、管工事等は500万円)以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名は受注しようとする工事の技術者であること
 - ヌ 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

なお、本会では、官公需適格組合証明の取得について、今後も積極的に支援してまいりますので、取得を目指している会員組合の皆様は、まず、本会事業振興部までお気軽にご相談ください。